石油需給適正化法に基づく石油の使用の制限に関する省令及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　石油需給適正化法に基づく石油の使用の制限に関する省令（昭和四十九年通商産業省、運輸省、郵政省、令第一号）

二　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第二号）

**附　則**

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号**

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令（平成二十三年農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 別記様式第１号（第２条関係）<br>（略）<br>（備考）<br>１・２　（略）<br>３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。<br>４　（略）<br>（別紙）　（略）<br>別記様式第２号（第３条関係）<br>（略）<br>（備考）<br>１～３　（略）<br>４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。<br>５　（略） | 別記様式第１号（第２条関係）<br>（略）<br>（備考）<br>１・２　（略）<br>３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。<br>４　（略）<br>（別紙）　（略）<br>別記様式第２号（第３条関係）<br>（略）<br>（備考）<br>１～３　（略）<br>４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。<br>５　（略） |

**附　則**

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**○法務省令第二十一号**

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第三十七条第一項の規定に基づき、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

法務大臣　山下　貴司